

当委員会は、公安調査庁長官から、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「法」という。）第 8 条の再発防止処分の請求を受け、本日、以下のとおり決定をした。

決 定 の 概 要

【被請求団体】

平成 12 年 1 月 28 日、公安審査委員会によって、3 年間、公安調査庁長官の観察に付する処分を行う決定を受け、平成 15 年 1 月 23 日以降令和 6 年 1 月 12 日までの間に、3 年ごとに、順次同決定に係る処分の期間を更新する決定を受けた「麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」（以下「本件観察処分対象団体」という。）と同一性を有する、「人格のない社団 Aleph」の名称を用いる団体

【決定主文】

- 1 被請求団体は、令和 6 年 9 月 21 日から起算して 6 月間、別紙物件目録（省略）記載 1 ないし 16 の土地、建物（注・被請求団体が所有し又は管理する計 16 施設の土地又は建物の全部又は一部）の使用をしてはならない。
- 2 被請求団体は、令和 6 年 9 月 21 日から起算して 6 月間、金品その他の財産上の利益の贈与を受けてはならない。

【決定理由の要旨】

- 1 被請求団体が法第 5 条第 4 項の処分を受けている団体であること
本件観察処分対象団体は、法第 5 条第 1 項の観察処分を受け、その後、3 年ごとに、同条第 4 項の規定に基づいて、その期間を更新する決定を計 8 回にわたって受けてきており（第 7 回目の期間更新決定は令和 3 年 1 月 6 日、第 8 回目の期間更新決定は令和 6 年 1 月 12 日にそれぞれされており、これらを以下「第 7 回期間更新決定」、「第 8 回期間更新決定」という。）、同項の処分を受けている団体に当たる。
被請求団体は、本件観察処分対象団体と同一性を有すると認められるから、同項の処分を受けている団体に当たるといえる。
- 2 被請求団体が法第 5 条第 5 項において準用する同条第 3 項の規定による報告をしなかったこと
(1) 被請求団体は、第 7 回期間更新決定及び第 8 回期間更新決定により、法第 5 条

第5項において準用する同条第3項の規定に基づき、3か月ごとに同項各号に掲げる事項（以下「要報告事項」という。）を公安調査庁長官に報告しなければならず、令和6年2月15日及び同年5月15日をそれぞれ期限として、上記報告をしなければならなかった。

(2) しかし、被請求団体は、上記2回の各報告においていずれも、以下のとおり、要報告事項の一部について報告をしなかった。

(一) ①20歳未満の構成員が存在するにもかかわらず、これらを報告せず、②在家構成員の一部について、報告書を空欄にして報告せず、③位階制度を設けているにもかかわらず、出家構成員の位階を報告しなかった。

(二) 計3施設について、これらを被請求団体の活動の用に供しているにもかかわらず、これらの土地、建物の所在、地積（規模）及び用途を報告しなかった。

(三) ①計10の収益事業を実質的に営んでいるにもかかわらず、これらの種類及び概要等を報告せず、②報告すべき資産のうち少なくとも計10口座の預貯金の種類等や同収益事業に係る資産を報告しなかった。

3 被請求団体の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難であると認められること

前記2記載の不報告は、それ自体が、被請求団体について、無差別大量殺人行為という観点から見た場合における危険な要素（人的要素、物的要素、資金的要素）の質的・量的程度を把握することを困難にするものといえることに加え、特に資金的要素に係る不報告が長期間かつ広範囲に及んでいることや法が定める任意調査及び立入検査によって危険性の程度を把握することは困難であると認められることなどの事情を総合考慮すれば、被請求団体の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難であると認められる。

4 被請求団体に対する再発防止処分

以上のとおり、法第8条第1項柱書き後段の要件に該当するところ、被請求団体による無差別大量殺人行為の再発を防止するためには、主文記載の処分を行うことが相当である。

以 上

【参 考】

(決定に至る経過等)

令和 6 年 7 月 22 日 公安調査庁長官が当委員会に対し再発防止処分を請求

同年 8 月 2 日 意見聴取に係る通知を官報で公示

同月 19 日 意見聴取期日
(ただし、被請求団体不出頭)

同年 9 月 2 日 再発防止処分決定